

前橋市地域公共交通再生協議会について

H29. 2. 28
交通政策課

1 法定協議会の設置

(1) 設置目的及び根拠

本市では、人口減少や高齢化の進展に伴い、持続可能なコンパクトなまちづくりが求められている中、立地適正化計画の策定とあわせて、人と環境にやさしい公共交通ネットワークの再構築が不可欠であることから、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定を進めている。

このため、網形成計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うため、活性化再生法第6条に基づく法定協議会を設置する。

(2) 前橋市地域公共交通再生協議会設置要綱

2～3ページのとおり

(3) 所掌業務

前橋市地域公共交通再生協議会設置要綱（以下「協議会設置要綱」という。）第3条に基づき次のとおりとする。

- ① 網形成計画の策定及び変更に係る協議に関すること。
- ② 網形成計画の実施に係る協議に関すること。
- ③ 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- ④ その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(4) 委員の構成

活性化再生法第6条第2項及び協議会設置要綱第7条に基づき、4ページのとおり構成する。

(5) 委員の任期

協議会設置要綱第5条に基づき、(3)所掌業務が終了するまでとする。

なお、網形成計画は平成29年度末に完成させ、計画期間は平成34年度を目標年次とする5年程度とする予定である。

2 網形成計画策定スケジュール（予定）

平成29年2月28日	法定協議会設置（第1回協議会開催） ※網形成計画完成までの協議会開催予定は下表のとおり
平成29年7月～8月頃	市民・公共交通利用者アンケート実施
平成29年12月頃	パブリックコメント実施
平成30年3月	網形成計画完成・国など関係機関へ送付

■協議会開催予定

回	日程	主な協議事項
第1回	H29. 2. 28	網形成計画（素案）
第2回	H29. 6月	バス交通網再編の具体案、市民啓発事業の実施状況・実施計画
第3回	H29. 10月	〃（データ分析、交通事業者との調整結果等）、施策内容の実施計画
第4回	H30. 2月	網形成計画案確定、今後の予定（再編実施計画策定予定等）